

証券コード 9326
2021年5月10日

株 主 各 位

大阪府東大阪市長田一丁目8番13号
株 式 会 社 関 通
代表取締役社長 達 城 久 裕

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月25日（火曜日）午後6時00分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府東大阪市長田北一丁目4番1号
クリエーション・コア東大阪 南館3階 クリエイターズプラザ 技術交流室B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

【報告事項】 第35期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎開催場所の建物には専用駐車場がありませんので、ご来場の際には、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日は節電への取組みとして、当社関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますよう、お願い申しあげます。
- ◎株主総会にご来場いただきました株主の皆様にも、お土産をご用意しておりませんので、ご了承賜りますよう、お願い申しあげます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防対応について＞

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、書面（郵送）による方法がございしますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。行使期限は2021年5月25日（火）午後6時までの到着分です。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましてはマスクの持参・着用、消毒液の使用、入場前の検温について、ご協力をお願いいたします。マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行ったうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・受付の前後に体温を計測させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・株主総会の議事は、感染症の拡大防止のため、短時間とさせていただきます。議事における報告事項の一部について、詳細な説明を省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が発出され、一時は企業の経済活動は大きな制約を受け、また自治体等による移動自粛要請等により個人消費の急速な減少が見られました。緊急事態宣言解除後は一部に持ち直しの動きが見られましたが、2020年11月には再び感染者が増加する等、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社とかわりの深い物流業界におきましては、緊急事態宣言下においても、社会生活を維持する上で必要な施設として位置づけられ、緊急事態宣言解除後においても、各社は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防措置を講じながら物流サービスの提供を継続し、社会生活のインフラとしての役割を果たすことに努めました。

このような環境の下、当社におきましては、従業員の安全を確保しつつ、引続き既存のお客様に対する物流サービスの生産性向上への取組み等の効率化を推進し、新規のお客様獲得にあたっては、物流センターの新設・増床により受入れ体制を整備し、またSEO対策の一層の強化に取組む等、インターネットを通じた効果的なお客様の獲得に努めました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高9,530,453千円（前事業年度比30.5%増）、営業利益418,072千円（前事業年度比43.5%増）、経常利益383,353千円（前事業年度比50.0%増）となり、政策保有株式の売却による投資有価証券売却益17,226千円を特別利益に計上したこと等により、当期純利益は283,015千円（前事業年度比66.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は損益計算書における営業利益をベースとしております。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、人員の強化により出荷数量の増加に対応するとともに、物流ロボットの導入を進め、また自社開発の新しい倉庫管理システム「クラウドトーマス」の導入を、2020年12月の繁忙時期を前に前倒しで実施する等により、EC・通販物流支援サービスを中心に継続した生産性向上のための改善活動に取組み、お客様満足度の向上を推進しました。一方、新規のお客様獲得につきましては、インターネットを通じた効果的なお客様の獲得のため、SEO対策等の一層の強化に取組みました。

主なサービスであるEC・通販物流支援サービスでは、既存のお客様のEコマースでの販売強化により順調に出荷数量が増加し、新規のお客様の獲得も堅調に推移したこと等から、首都圏では物流センターの満床時期が想定より早まり、2020年10月に東京第3物流センターを新設する等、新規のお客様獲得のための体制整備を推進しました。ソフトウェア販売・利用サービスにおいては倉庫管理システム「クラウドトーマス」を中心に、新規のお客様の獲得が引続き堅調に推移しました

この結果、物流サービス事業に係る当事業年度の売上高は9,443,935千円（前事業年度比30.9%増）、相対的に発送運賃比率の高いお客様の出荷個数の増加にともなう売上原価の増加に加え、前述の物流センターの新設等に係る先行費用を計上したものの、セグメント利益は429,224千円（前事業年度比31.7%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業におきましては、外国人技能実習生教育サービスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ミャンマーにおける教育施設が営業停止となる等サービス提供ができない状況が続きましたが、その他教育サービスへの影響は限定的で、売上高は堅調に推移しました。

この結果、その他の事業に係る当事業年度の売上高は86,518千円（前事業年度比0.2%増）、その他教育サービスにおいて発達障がい者向けの就労移行支援サービスの提供を新たに開始した影響により、セグメント損失は11,151千円（前事業年度は34,411千円のセグメント損失）となりました。

[2021年2月期 セグメント別経営成績]

（単位：千円，％）

セグメント区分	売上高			セグメント損益（営業損益）		
サービス区分	実績	百分比	前期比増減率	実績	営業利益率	前期比増減率
EC・通販物流支援サービス	8,968,399	94.1	34.3	－		
受注管理業務代行サービス	92,871	1.0	△7.2	－		
ソフトウェア販売・利用サービス	297,033	3.1	46.9	－		
その他	85,630	0.9	△63.3	－		
物流サービス事業	9,443,935	99.1	30.9	429,224	4.5	31.7
その他の事業	86,518	0.9	0.2	△11,151	－	－
セグメント合計	9,530,453	100.0	30.5	418,072	4.4	43.5

（注）楽天スーパーロジスティクスサービスの売上高は、EC・通販物流支援サービスの売上高に含めて記載しております。

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は779,537千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用、敷金及び保証金を含んでおります。

当事業年度中に取得した主要設備

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業	当社 関西主管センター	物流ロボット関連設備、空調設備、自動包装機、高層ラック等の設備	323,804千円
物流サービス事業	当社 主管センター	冷凍冷蔵倉庫、ゲート式仕分けシステム等の設備	160,887千円
物流サービス事業	当社 EC通販物流センター	物流センター新設にともなう敷金 ※稼働開始は2021年4月	63,848千円

③ 資金調達の状況

2020年3月19日に東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、ブックビルディング方式による増資により270,480千円、また、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により57,477千円の調達を行いました。

このほか、第三者割当による新株予約権の行使及びストックオプションの行使等により、353,548千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2018年2月期)	第33期 (2019年2月期)	第34期 (2020年2月期)	第35期 (当事業年度) (2021年2月期)
売上高(千円)	5,254,794	6,468,296	7,301,709	9,530,453
経常利益(千円)	139,563	103,944	255,515	383,353
当期純利益(千円)	55,980	78,583	170,505	283,015
1株当たり当期純利益(円)	27.99	38.88	74.95	94.99
総資産(千円)	3,744,532	5,327,225	6,420,488	7,532,989
純資産(千円)	202,334	466,788	626,096	1,595,290
1株当たり純資産(円)	101.17	205.18	275.21	500.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。
2. 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、長年にわたる物流サービス事業で蓄積したノウハウを活かし、今後においても持続的な成長を遂げるため、次の事項に対処すべき課題と認識しております。

① 人材の獲得及び育成

当社の事業拡大には、優秀な人材の獲得が欠かせず、また品質の維持向上には人材の育成が欠かせません。人材の獲得にあたっては、高校及び大学の卒業生を対象とした新卒採用に継続的に取組むことで、現場スタッフの人材確保及び本社機能の充実を図っており、引続き新卒採用を中心とした人材獲得に取り組む方針です。

また、人材の育成面では、経営理念、会社の各種方針、及びルール等を記載した「経営計画書」に従業員に電子配布し、これに基づく勉強会を開催する等して会社の基礎となる事項の徹底を図るほか、長年の物流サービス事業で培ったノウハウを活用した当社独自の教育プログラムを計画的に実施しております。

人事評価制度においては毎月の上司との面談等を通じて従業員の達成意欲の向上を促進するほか、パート従業員を含め、働きやすい労働環境の整備に努め、効率的に業務に取り組んでいただく環境を整え、その戦力化に努めております。

物流品質の維持向上には、教育プログラムを更新し、また評価制度の充実を図ることで、高度化する顧客ニーズに対応した人材育成に取り組む方針です。

② 物流事業を中心とした新しいサービスの創出

BtoB及びBtoC市場ともに、物流業務の見直しを行う顧客が継続して存在する一方で、競合他社との競争環境は厳しさを増すことが予想されます。当社は、とりわけBtoC市場向けのニーズに対応したサービスを創出し、また当社がこれまでのEC・通販物流支援サービスの提供で培った物流ノウハウ、作業ミスの予防や生産性の向上のために取り組んだ改善ノウハウから生まれた倉庫管理システム「クラウドトーマス」及びチェックリストシステム「アニー」等のソフトウェアの提供を組合せる等により、新しい顧客獲得を推進しております。また、物流サービス事業における人材獲得、人材教育から獲得したノウハウを活用し、ミャンマーから日本への技能実習希望者等に対する日本語教育及び職業訓練のサービスを提供しております。

現在は、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を社内の業務改善に導入し、新しい倉庫管理システムでは、主に物流ロボットや他のシステムとの連携機能の追加を図り、ロボティクス時代の到来に、そのノウハウの蓄積に努めております。

③ 継続した改善活動による物流品質の維持向上及び新しいノウハウの蓄積

当社は、業務の効率化、品質の向上を目的とした環境整備活動を継続して実践しております。今後においても、これらの環境整備活動を継続し、主に物流サービス事業において、新しい概念を取り入れた活動の高度化を図り、また当社独自の、若しくは産学連携等による外部の知見に基づく効率化のための新しい設備の導入や改善活動等、持続的なコスト最適化、品質の向上及び新しいノウハウの蓄積に取り組む方針です。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

セグメントの名称	事業内容
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービスを中心とした物流サービスの提供、及び倉庫管理システム等のソフトウェアの提供等。
その他の事業	外国人技能実習生に対する日本語教育及び職業訓練サービスの提供、並びに障がい児童の放課後デイサービス等の提供等。

(6) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

区 分	名 称	所 在 地
事 務 所	本 社	大 阪 府 東 大 阪 市
	大 阪 支 社	大 阪 市 北 区
	東 京 支 社 / 東 京 シ ス テ ム 開 発 部	東 京 都 千 代 田 区
物 流 事 業 拠 点	本 社 物 流 セ ン タ ー (北 館 ・ 南 館)	大 阪 府 東 大 阪 市
	関 西 主 管 セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
	東 京 主 管 セ ン タ ー	埼 玉 県 和 光 市
	主 管 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	第 二 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	第 三 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	通 販 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 門 真 市
	E C 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	東 京 第 一 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 和 光 市
	東 京 第 二 物 流 セ ン タ ー	千 葉 県 柏 市
	東 京 第 三 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 新 座 市
教 育 事 業 拠 点	ハ ッ ピ ー テ ラ ス 俊 徳 道 教 室	大 阪 府 東 大 阪 市
	マ ー ブ ル 保 育 園	大 阪 府 東 大 阪 市
	デ ィ ー カ リ ア 東 大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 府 東 大 阪 市

- (注) 1. 上記の物流事業拠点は当社運営の主要な物流センターであり、お客様の物流センターにおける運営受託サービスの拠点、及び当社の業務委託先の物流センター等は含まれておりません。
2. 東京第三物流センターは2020年10月に、ディーキャリア東大阪オフィスは2020年11月に、それぞれ新設しております。

(7) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
285名 (316名)	61名増 (8名増)	32.1歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。
3. 従業員が前事業年度末と比べて61名増加しましたのは、物流サービス事業のうち、主にEC・通販物流支援サービスにおける出荷作業の増加に対応するため、人員体制の強化を目的として、新卒採用のほか、外国人技能実習生の受入れ、並びに中途採用を積極的に推進したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,301百万円
株式会社徳島大正銀行	677百万円
株式会社日本政策金融公庫	470百万円
株式会社りそな銀行	420百万円
株式会社商工組合中央金庫	325百万円
株式会社滋賀銀行	223百万円
株式会社山陰合同銀行	197百万円
株式会社みずほ銀行	182百万円
株式会社三菱UFJ銀行	173百万円
株式会社百十四銀行	172百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 11,500,000株

(注) 2020年5月27日開催の第34期定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より2,400,000株増加し、11,500,000株となっております。

- ② 発行済株式の総数 3,182,000株

(注) 1. 2020年3月18日付で実施した公募増資にともない、発行済株式の総数は600,000株増加しております。

2. 2020年4月20日付で実施したオーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資にともない、発行済株式の総数は127,500株増加しております

3. 2020年3月1日から2021年2月28日までに、新株予約権の行使にともない、発行済株式の総数は179,500株増加しております。

- ③ 株主数 1,813名

- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ロジ・エステート株式会社	1,100,000株	34.57%
達 城 久 裕	400,000株	12.57%
楽 天 株 式 会 社	168,100株	5.28%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	159,600株	5.02%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED O MNIBUS-MARGIN (CASH PB)	144,900株	4.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	80,000株	2.51%
達 城 裕 佳	51,500株	1.62%
達 城 太 貴	50,750株	1.59%
達 城 利 卓	50,000株	1.57%
達 城 利 元	50,000株	1.57%

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 2021年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、サイオン・アセット・マネジメント・エルエルシー (Scion Asset Management, LLC) が2021年2月15日現在で159,600株 (株券等保有割合5.03%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名		称	第2回新株予約権
発		行 決 議 日	2018年2月23日
新 株 予 約 権 の 数		2,070個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式103,500株 (新株予約権1個につき50株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり金3,810円 (1株当たり金77円)	
権 利 行 使 期 間		2020年2月24日から2028年2月23日まで	
行 使 の 条 件		i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当 会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の 地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正 当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認 めないものとする。 iii その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月28日開 催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新 株予約権者の間で締結する「株式会社関通 第2回新株予 約権割当契約書」に定めるところによる。	
役 員 の 取 保 有 状 況	締 (監査等委員を除く)	役	新株予約権の個数 目的となる株式数 保有者数
			1,130個 56,500株 5名

- (注) 1. 当社に監査等委員でない社外取締役はおりません。
2. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く。）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2019年10月30日付で行った1株を50株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権の状況

2020年10月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数	3,710個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式371,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金1,656円
新株予約権の払込期日	2020年11月6日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価格 新株予約権1個当たり金391,000円
新株予約権の行使期間	2020年11月9日から2022年11月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をみずほ証券株式会社に割当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	達 城 久 裕	
専 務 取 締 役	朝 倉 寛 士	物流事業統括担当
専 務 取 締 役	松 岡 正 剛	営業本部、教育事業本部担当
常 務 取 締 役	達 城 利 卓	経営企画本部担当
常 務 取 締 役	片 山 忠 司	管理本部担当
常 務 取 締 役	古 川 雄 貴	東京物流事業本部、情報システム本部担当
取 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	稲 垣 茂	
取 (監 査 等 委 員)	池 本 克 之	株式会社パジャ・ポス 代表取締役 チームシップ株式会社 代表取締役 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事 しゃんと株式会社 代表取締役 株式会社メビウス製薬 取締役
取 (監 査 等 委 員)	草 深 多 計 志	A-WIND合同会社 代表社員 ドリームクロス株式会社 取締役 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長 GTech株式会社 代表取締役社長 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長
取 (監 査 等 委 員)	田 端 晃	弁護士法人田端綜合法律事務所 代表社員 エレコム株式会社 社外監査役 コーナン商事株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）稲垣茂氏、池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、稲垣茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）稲垣茂氏、池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）田端晃氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	6名 (一)	113,021千円 (一)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4名 (4)	14,200千円 (14,200)
合 計 （う ち 社 外 役 員）	10名 (4)	127,221千円 (14,200)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会の決議により年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、同監査等委員である取締役の報酬等の額は年額50百万円以内であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員） 稲垣茂氏は、重要な兼職はありません。
- ・取締役（監査等委員） 池本克之氏は、株式会社パジャ・ポス、チームシップ株式会社及びしゃんと株式会社の代表取締役、特定非営利活動法人Are You Happy Japanの代表理事、並びに株式会社メビウス製菓の取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 草深多計志氏は、A-WIND合同会社の代表社員、ドリームクロス株式会社、及び株式会社高滝リンクス倶楽部の取締役、並びにSHホールディングス株式会社、GTech株式会社及びデンタルサポート株式会社の代表取締役社長であります。ドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 田端晃氏は、弁護士法人田端総合法律事務所の代表社員、エレコム株式会社の社外監査役及びコーナン商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 稲垣 茂	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 長年の監査経験から、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査等委員会において、当社の企業統治、内部統制、及び内部監査の状況について、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 池本 克之	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 草深 多計志	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 田端 晃	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。また監査等委員会において、専門的知見を活かし、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

取締役の報酬等の額又は算定方法は、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、競争力のある優秀な人材を確保し、維持し、また在任中の業務の執行に十分な能力を発揮できる各職責を踏まえた適正な報酬水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および業績連動報酬等、ならびに非金銭

報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び非業務執行取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定に当たっては、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会の答申を尊重して決定する。

2. 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の算定に用いる業績指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標から選定する。

業績連動報酬等の額又は数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

3. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

非金銭報酬は、ストックオプション、特定譲渡制限株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定し、非金銭報酬等の額又は数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

4. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の個人別の基本報酬は固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬は、原則として業務執行取締役の個人別の取締役報酬の2割を上限とする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役の基本報酬である固定報酬等は毎月一定の日に支給するものとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、1年以上の期間を評価期間として決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は取締役会がこれを行い、取締役会はその決定の全部又は一部を取締役に委任できない。ただし、取締役会による決定に当たっては、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置したうえで、当該指名報酬諮問委員会に対して、取締役会に対する答申の権限を与える。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、取締役の個人別の担当職務の内容、中期経営計画における役割、業績指標に与える影響度を総合的に勘案し、決定するものとする。

8. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の基本報酬の額は、当社の業績、取締役の個人別過年度実績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、それぞれの職務に応じて、代表取締役社長が各取締役との協議等に基づき草案を作成し、指名報酬諮問委員会に公正性に重点を置いた答申を求め、その結果を反映させた修正案を作成し、取締役会で審議、決定するものとする。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	当社の取締役
内容の概要	・被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は当社がその全額を負担しております。 ・補填の対象とされる保険事故の概要 被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用、並びに被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償する場合、この会社補償についても補償されます。 ・当該役員等の職務の適正性が損なわれないための措置を講じている場合は、その措置の内容 被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規制または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等による被保険者の損害等は補償対象外としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、方針、体制、具体的な監査項目、日程及び延べ人数等から、適切な会計監査の実施が期待される内容となっていることを確認し、また同計画に記載されている延べ人数合計と報酬見積書の延べ人数合計との一致、及び1人日単価の妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否につきましては、每期遅くとも事業年度終了までに、監査等委員会が取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、また報告を受け、会計監査人の職務の遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて検討いたします。その結果、再任が不適当と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程により不正や反社会的行為を禁止し、公益通報取扱規程を定め法令等違反に係る内部通報窓口を整備しこれを周知する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
 - (3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。
 - (4) 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する基本的事項を文書等管理規程によって定める。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
 - (2) 反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
 - (3) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
 - (4) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
 - (5) 想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
 - (2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
 - (3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取組む。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
 - (2) 関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
 - (3) 子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。

- (4) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
- (5) 内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）に関する事項
監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。
7. 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上行うものとする。
8. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。
 - (2) 前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
 - (3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・コンプライアンスに関する取組み

当事業年度において、月1回の頻度で計12回のコンプライアンス委員会を開催し、当社の事業継続に重要な法令の遵守状況を定期的に確認するとともに、法令等に係る内部通報窓口、ハラスメント行為の相談窓口等に対する通報若しくは相談状況の報告を受け、法令等の遵守状況のモニタリング活動を実施し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努めました。

- ・ リスク管理に関する取組み

当社が営む事業は様々なリスクをとまっております。当事業年度において、これらのリスクのうち、情報漏えい等のリスクについては、情報管理体制の継続的・持続的な体制の推進に努め、ISMSの更新審査を2021年1月に、プライバシーマークの更新審査を2021年2月に受け、それぞれ認証の更新を完了しました。

- ・ 内部監査に関する取組み

当事業年度は、引続き法令及び規程遵守の状況の監査に重点を置き、全部門・全拠点の内部監査を実施しました。内部監査に当たっては、内部監査のチェックリストを作成し、効率的かつ網羅的に実施し、不適合が発見された場合は、改善指示書によって改善を指示し、フォローアップ監査でその改善状況を確認しました。

- ・ 監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員は、当事業年度において、原則としてその全員が取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、重要事項の審議に関して必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤の監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、社内の重要な会議への出席、並びに取締役及び内部統制部門等に対する業務執行状況等の聴取等による監査の結果を共有し、また会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等をとおして、適正な監査意見の形成に努めました。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,142,224	流 動 負 債	1,836,007
現 金 及 び 預 金	2,592,792	買 掛 金	472,002
電 子 記 録 債 権	155,419	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	813,820
売 掛 金	1,100,638	リ ー ス 債 務	3,893
前 払 渡 金	108,835	未 払 金	240,011
前 払 費 用	181,868	未 払 費 用	24,997
そ の 他	20,371	未 払 法 人 税 等	109,726
貸 倒 引 当 金	△17,700	前 受 金	50,121
固 定 資 産	3,390,765	預 り 金	24,254
有 形 固 定 資 産	2,326,110	賞 与 引 当 金	30,272
建 物	693,263	そ の 他	66,907
機 械 及 び 装 置	215,606	固 定 負 債	4,101,691
車 両 運 搬 具	318	長 期 借 入 金	3,852,065
工 具 器 具 備 品	165,836	リ ー ス 債 務	15,042
土 地	1,125,087	資 産 除 去 債 務	73,177
リ ー ス 資 産	16,886	そ の 他	161,406
建 設 仮 勘 定	109,111	負 債 合 計	5,937,699
無 形 固 定 資 産	259,933	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	259,583	株 主 資 本	1,591,498
そ の 他	349	資 本 金	449,606
投 資 そ の 他 の 資 産	804,721	資 本 剰 余 金	435,606
出 資 金	511	資 本 準 備 金	429,606
長 期 貸 付 金	36,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,000
破 産 更 生 債 権 等	1,467	利 益 剰 余 金	706,285
長 期 前 払 費 用	24,253	そ の 他 利 益 剰 余 金	706,285
敷 金 及 び 保 証 金	584,074	繰 越 利 益 剰 余 金	706,285
繰 延 税 金 資 産	24,139	新 株 予 約 権	3,792
そ の 他	136,520	純 資 産 合 計	1,595,290
貸 倒 引 当 金	△2,243	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,532,989
資 産 合 計	7,532,989		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年 3 月 1 日)
(至 2021年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,530,453
売上原価		8,404,403
売上総利益		1,126,050
販売費及び一般管理費		707,977
営業利益		418,072
営業外収益		
受取利息	614	
受取配当金	302	
貸倒引当金戻入額	6,336	
受取地代家賃	2,280	
助成金収入	13,289	
物品の売却益	2,011	
その他の営業外収益	5,603	30,436
営業外費用		
支払利息	43,451	
株式公開費用	4,936	
新株予約権発行費用	9,565	
その他の営業外費用	7,202	65,156
経常利益		383,353
特別利益		
投資有価証券売却益	17,226	17,226
特別損失		
固定資産売却損	6,978	
固定資産除却損	1,582	8,561
税引前当期純利益		392,019
法人税、住民税及び事業税	138,321	
法人税等調整額	△29,317	109,003
当期純利益		283,015

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 資 合 主 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 益 金 計	
2020年3月1日残高	110,750	90,750	6,000	96,750	423,269	423,269	630,769
事業年度中の変動額							
新株の発行	338,856	338,856	－	338,856	－	－	677,713
当期純利益	－	－	－	－	283,015	283,015	283,015
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	338,856	338,856	－	338,856	283,015	283,015	960,728
2021年2月28日残高	449,606	429,606	6,000	435,606	706,285	706,285	1,591,498

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年3月1日残高	△4,673	△4,673	－	626,096
事業年度中の変動額				
新株の発行	－	－	－	677,713
当期純利益	－	－	－	283,015
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,673	4,673	3,792	8,465
事業年度中の変動額合計	4,673	4,673	3,792	969,194
2021年2月28日残高	－	－	3,792	1,595,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	承	煥	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	巖	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関通の2020年3月1日から2021年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月14日

株式会社関通 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	稲 垣	茂	㊞
監 査 等 委 員	池 本	克 之	㊞
監 査 等 委 員	草 深	多 計 志	㊞
監 査 等 委 員	田 端	晃	㊞

(注) 常勤監査等委員 稲垣茂、監査等委員 池本克之、監査等委員 草深多計志、及び監査等委員 田端晃は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社の今後の事業の拡大にともなうコーポレート・ガバナンスの強化に備え、取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の員数をそれぞれ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第18条 <条文省略> （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は <u>8</u> 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は <u>4</u> 名以内とする。 第20条～第42条 <条文省略> 附則 <条文省略>	第1条～第18条 <現行どおり> （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員である <u>取締役</u> を除く。）は <u>10</u> 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は <u>6</u> 名以内とする。 第20条～第42条 <現行どおり> 附則 <現行どおり>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たつ しろ ひさ ひろ 達 城 久 裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス（運送業）を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立（現 当社） 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社（現 当社） 代表取締役社長（現任）	400,000株
	(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者いたしました。		
2	あさ くら とも ひと 朝 倉 寛 士 (1973年5月5日生)	1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役 物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年5月 当社 専務取締役 物流事業統括担当（現任）	32,500株
	(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	まつ おか せい ごう 松 岡 正 剛 (1977年11月28日生)	2004年 8 月 当社 入社 2011年 3 月 当社 取締役 営業部長 2012年 3 月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年 3 月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本 部、教育事業本部担当 2019年10月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2020年 5 月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 (現任)	32,500株
	(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得、及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においてもWEBマーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		
4	たつ しろう よし たく 達 城 利 卓 (1982年 2 月23日生)	2004年 3 月 当社 入社 2010年 9 月 当社 第二物流センター 部長 2011年 3 月 当社 取締役 2013年 4 月 当社 取締役 主管センター 部長 2014年 4 月 当社 取締役 物流事業本部長 2016年 9 月 当社 取締役 I P O 準備室長 兼 情報シス テム部長 2017年 3 月 当社 取締役 管理本部長 2017年 9 月 当社 取締役 経営企画本部長 2019年 3 月 物流ロジック協同組合 代表理事 2020年 3 月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年 5 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年 9 月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 (現 任)	50,000株
	(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流ロボット等の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	かた やま ただ し 片 山 忠 司 (1970年7月9日生)	1993年 4 月 三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社）入社 1996年 6 月 日本テレホン株式会社 入社 2005年 6 月 同社 経営企画部 担当部長 2005年12月 エレコム株式会社 入社 2007年 2 月 同社 業務統括部総務課長 2013年12月 昭栄薬品株式会社 入社 2014年 4 月 同社 総務部長 2017年 3 月 当社 入社 2017年 9 月 当社 管理本部長 兼 総務部長 2017年10月 当社 取締役 管理本部長 2020年 5 月 当社 常務取締役 管理本部担当（現任）	3,750株
(候補者とした理由) 片山忠司氏は、管理部門に関する豊富な経験と見識を有し、当社の内部管理体制及び内部統制の構築に貢献し、現在においてもコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者といいたしました。			
6	ふる かわ ゆう き 古 川 雄 貴 (1981年7月14日生)	2003年 8 月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年10月 関西オールトランス株式会社 （現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社）入社 2017年 9 月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年 5 月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年 3 月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年 5 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当（現任）	2,250株
(候補者とした理由) 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、首都圏の物流サービスの拡充だけでなく、物流関連システムの構築、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者といいたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の状況 (3) 会社役員の状況 ⑥役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員いたしたく、第1号議案の「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、取締役会及び監査等委員会の監督機能のあり方、監査等委員である取締役候補者の監査監督機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	いな がき しげる 稲 垣 茂 (1956年5月29日生)	1979年4月 中央信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 入行 2003年2月 ネットインターナショナル株式会社 入社 同社 大阪支店長 2004年10月 京セラミタ株式会社(現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社) 入社 2007年12月 株式会社カプコン 入社 2008年5月 株式会社名古屋銀行 入行 同行 内部監査部 検査役 2015年6月 株式会社ツバキ・ナカシマ 入社 同社 監査委員会補助人 2017年10月 当社 常勤監査役 2019年5月 当社 取締役(常勤監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 稲垣茂氏は、内部監査、内部統制及び指名委員会等設置会社における監査委員会補助人等に係る業務経験を有し、その豊富な経験と見識から監査等委員である取締役として会計、企業統治並びに内部統制システムを中心として、経営全般に対しての適正な監査・監督、並びに有益な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役(社外取締役) 候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	い け も と か つ ゆ き 池 本 克 之 (1965年11月27日生)	1988年 4 月 株式会社アポロリース 入社 1996年 1 月 ソニー生命保険株式会社 入社 1998年10月 ワイ・ジェイ・ケイ株式会社 入社 1999年 5 月 株式会社ニューカム 入社 2000年10月 株式会社ドクターシーラボ 入社 2001年 1 月 同社 代表取締役 2004年 3 月 株式会社パジャ・ポス 設立 代表取締役 (現任) 2004年12月 株式会社ネットプライス(現 BEENOS株式会社) 取締役 2006年 1 月 同社 取締役 副社長 2008年 9 月 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事 (現任) 2010年 4 月 チームシップ株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2015年 4 月 株式会社プラスワンインターナショナル 取締役 2018年 5 月 当社 監査役 2018年 7 月 株式会社リアルネット 取締役 2019年 5 月 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 6 月 しゃんと株式会社 代表取締役 (現任) 2020年10月 株式会社メビウス製菓 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パジャ・ポス 代表取締役 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事 チームシップ株式会社 代表取締役 しゃんと株式会社 代表取締役 株式会社メビウス製菓 取締役	—
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 池本克之氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対しての適正な監査・監督及び適切な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者といたしました。			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	くさ ふか た け し 草 深 多 計 志 (1962年11月23日生)	1985年 4 月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2001年 7 月 パシフィックゴルフマネージメント株式会社 入社 2003年 3 月 同社 取締役 2004年12月 PGMホールディングス株式会社 取締役 2006年 3 月 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社 代表取締役 2007年12月 株式会社P G Mホールディングス 代表取締役社長 2012年 5 月 A－W I N D合同会社 代表社員(現任) 2013年 7 月 ドリームクロス株式会社 取締役(現任) 2013年11月 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役(現任) 2015年10月 S Hホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年 4 月 G T e c h株式会社 代表取締役社長(現任) 2018年 5 月 当社 監査役 2019年 5 月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2019年 6 月 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長(現任) 2019年 9 月 株式会社インフィニティーオーシャン 取締役 2020年 6 月 株式会社プロスペクト 取締役(監査等委員) (重要な兼職の状況) A－W I N D合同会社 代表社員 ドリームクロス株式会社 取締役 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役 S Hホールディングス株式会社 代表取締役社長 G T e c h株式会社 代表取締役社長 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長	—
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 草深多計志氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対しての適正な監査・監督及び適切な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者いたしました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	た ばた あきら 田 端 晃 (1959年3月21日生)	1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年4月 田端晃弁護士事務所（現 弁護士法人田端綜合法律事務所）開業（現在に至る） 2000年6月 エレコム株式会社 社外監査役（現任） 2010年9月 株式会社ECC 監査役 2014年5月 コーナン商事株式会社 社外取締役（現任） 2019年10月 当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人田端綜合法律事務所 代表社員 エレコム株式会社 社外監査役 コーナン商事株式会社 社外取締役	—
	（候補者とした理由及び期待される役割の概要） 田端晃氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として、法令遵守を中心とした業務執行の適切性に対して、有益な助言・提言等を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役（社外取締役）候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	※ きた だ きんこう へい 北 田 恭 平 (1969年9月14日生)	1993年 4 月 日本生命保険相互会社 入社 1998年10月 アーサー・アンダーセンLLP (現 有限責任あ ずさ監査法人) 入所 2002年 3 月 公認会計士登録 2004年 8 月 有限会社テクノドリーム21 入社 2005年 3 月 プロティビティLLC 入社 2010年 9 月 PwCあらた有限責任監査法人 入所 2016年 7 月 北田公認会計士事務所 開業 (現在に至る) 2017年 8 月 株式会社アドバンス・アカウンティング設 立 代表取締役 (現任) 2017年11月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 北田公認会計士事務所 所長 株式会社アドバンス・アカウンティング 代表取締役	—
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 北田恭平氏は、公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験と高い見識を有し、財務及び会計に 相当程度の知見を有していることから、社外取締役として財務及び会計を中心とした業務執行の適切性 に対して、有益な助言・提言等をいただくことが期待でき、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・ 向上に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者といいました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 稲垣茂氏、池本克之氏、草深多計志氏、田端晃氏、及び北田恭平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任
を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低
責任限度額であります。三氏の再任が承認された場合、三氏との当該契約を継続する予定であります。
また北田恭平氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を
保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の
概要は「事業報告 2. 会社の状況 (3) 会社役員の状況 ⑥役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記
載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
6. 稲垣茂氏、池本克之氏、草深多計志氏、及び田端晃氏は、現在、当社の社外取締役であります。社
外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、稲垣茂氏、池本克之氏及び草深多計志氏
が2年、田端晃氏が1年7ヶ月となります。なお、稲垣茂氏、池本克之氏、及び草深多計志氏は、過
去に当社の業務執行者でない役員 (監査役) であったことがあります。
7. 当社は、稲垣茂氏、池本克之氏、草深多計志氏、及び田端晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立
役員として指定し、同取引所に届け出ており、四氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員と
する予定であります。また、北田恭平氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の
要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会の決議により年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）とすることをご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

対象取締役に對して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の割当てのために発行される当社の普通株式の総数は、年間最大12,000株とし、年額30百万円以内といたします（本譲渡制限付株式の付与に際しては2.に記載のとおり金銭の払込は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出します。）。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

2. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本譲渡制限付株式の発行を受けるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しません。

3. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

- (1) 当該対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。
- (2) 当該対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に、当社の業務を執行する取締役の地位を退任した場合（退任後に非業務執行取締役に就任する場合を含む。）、当社は、本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して当社の業務を執行する取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限付株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

- (4) 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき本譲渡制限が解除された時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本譲渡制限付株式は、本譲渡制限が解除されるまでの間、当社が予め指定する金融商品取引業者（みずほ証券株式会社）に対象取締役が開設する専用口座で管理される。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、対象取締役に対して本譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は「事業報告 2. 会社の状況 (3)会社役員の状況 ⑤取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」の項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を、割当てに係る取締役会決議日時点の時価（1記載の算出方法による）で評価した金額は1の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.37%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.77%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

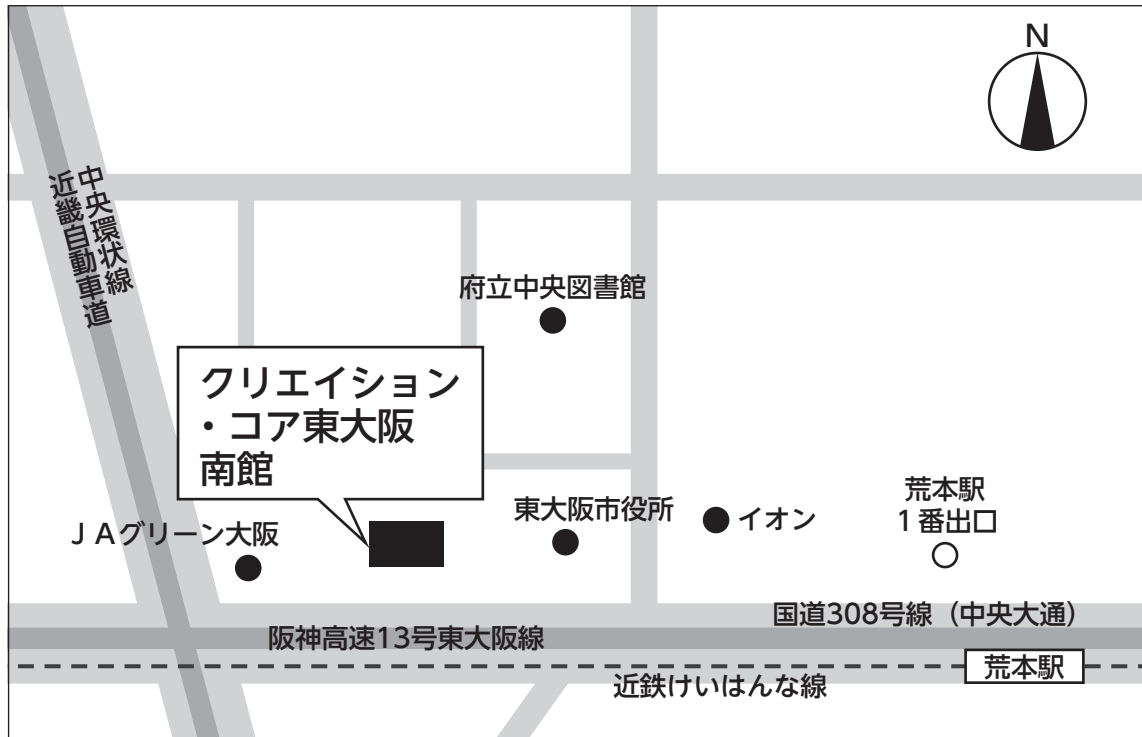
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

大阪府東大阪市荒本北一丁目4番1号
クリエイション・コア東大阪 南館3階
クリエイターズプラザ 技術交流室B
※当会場では駐車場のご用意ができませんので、
公共の交通機関をご利用下さい。



交通 近鉄けいはんな線荒本駅 1番出口より 徒歩約5分